中核機関

ーめざす姿とすすめ方ー

尾張北部権利擁護支援センター
センター長　山中和彦
（社会福祉士）

本日の内容

1. 中核機関を設置して、どういう仕事をするのか。
   ー尾張北部権利擁護支援センターの活動から

2. どういうふうに進めればよいのか

成年後見制度利用促進基本計画

今後の施策の目標

① 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善を進める。

② **全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる**よう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

③ 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

平成29年3月24日閣議決定「成年後見制度利用促進基本計画」P.3-6

地域連携ネットワーク及び中核機関の機能

1. 広報機能
2. 相談機能
3. 成年後見制度利用促進機能
   a. 受任者調整（マッチング）等の支援
   b. 担い手の育成・活動の促進
   c. 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
4. 後見人支援機能
5. 不正防止効果

平成29年3月24日閣議決定「成年後見制度利用促進基本計画」P.11-16

中核機関の役割

表２－１　本「手引き」における「支援の段階」と国基本計画における４つの支援機能、７つの場面の関係性

	支援の段階	国基本計画における具体的機能等（国基本計画 P12-15）	国基本計画における７つの場面（国基本計画 P3）
（１）	広報・啓発	広報機能	・【場面１】制度の広報・周知
（２）	相談受付・アセスメント・支援方針の検討段階（支援方針検討段階）	相談機能	・【場面２】相談・発見 ・【場面３】情報集約
（３）	成年後見制度の利用促進段階（候補者推薦段階）	成年後見制度利用促進機能	・【場面４】地域体制整備 ・【場面５】後見等申立
（４）	後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ段階）	後見人支援機能	・【場面６】後見等開始後の継続的な支援
（５）	－	不正防止効果	・【場面７】後見人等の不正防止

出所：『地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き』P.7（厚生労働省成年後見制度利用促進ホームページに掲載）

ケースの発見から成年後見制度利用まで

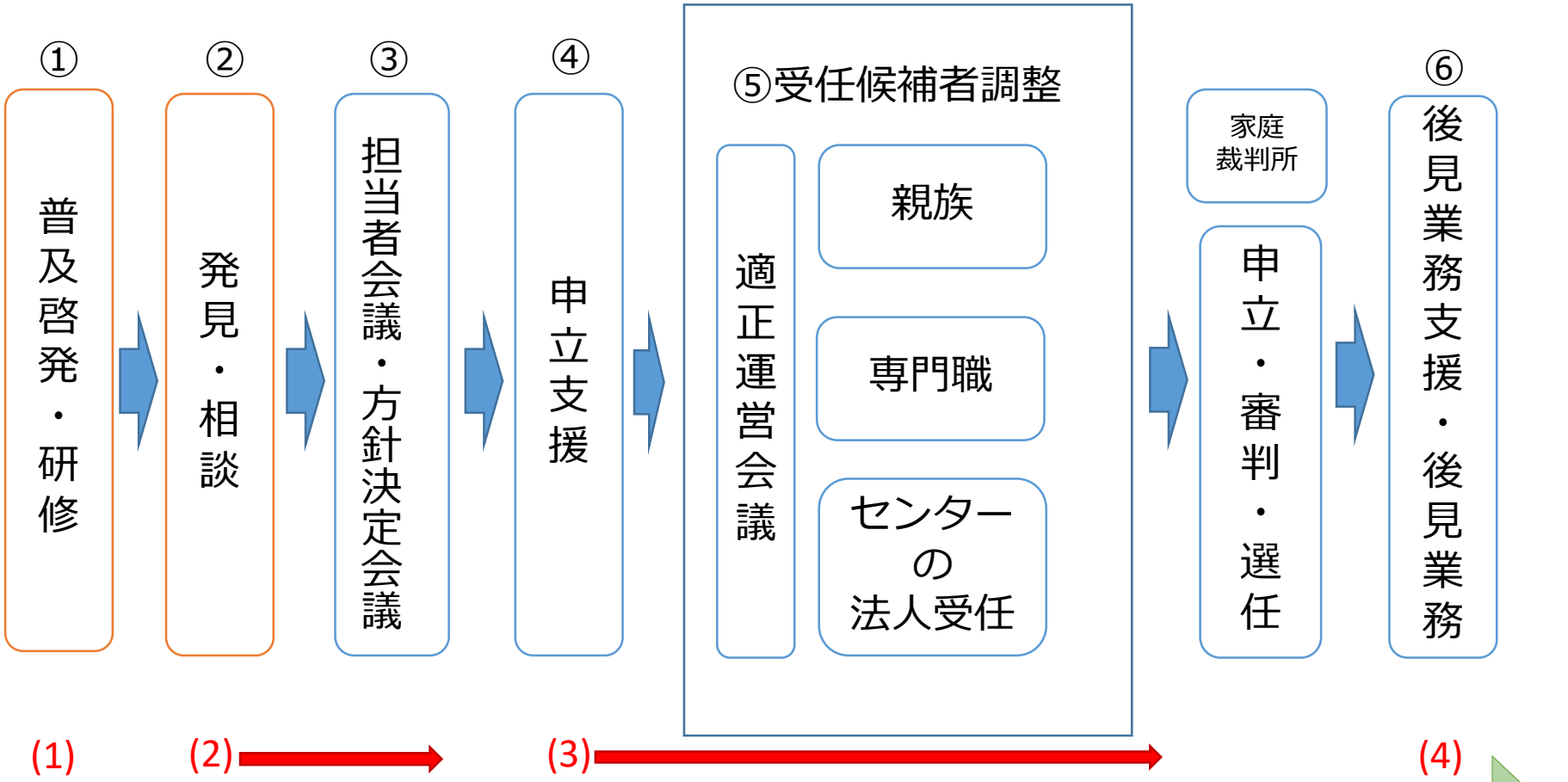

尾張北部権利擁護支援センターの概況

タイプ：広域・ＮＰＯ新設＝尾張東部成年後見センターをモデル

構成市町：小牧市（153千人）、岩倉市（48千人）、大口町（28千人）、
扶桑町（35千人）

管内人口：約２６万人

法人設立　　：平成３０年３月１２日
センター設置　　：平成３０年４月１日
住民向けサービス開始：平成３０年７月１日

予算：平成３０年度　２１，６００千円（初期費用含む）
令和元年度　　１９，５００千円
職員：常勤２名（社会福祉士）、
非常勤（週４日） 社会福祉士１名、事務員1名

開所日：平日のみ（市役所等と同じ）
相談受付時間：午前９時から午後５時まで

運営の仕組み（広域型センター）

運営協議会

- 委託元である行政の協議の場
- **高齢福祉、障害福祉担当の各課長**、尾張北部権利擁護支援センターで構成
- 委託内容の検討
- **提案された仕組みの予算化、事業化の検討**
- 年３回

これまでの実施例（尾張東部権利擁護支援センター）

① 成年後見制度利用支援事業の統一化と拡充
② 協力専門職名簿登録制度
③ 市民後見人養成事業

適正運営委員会

- 委託先であるセンターに置く委員会
- 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士、**高齢福祉、障害福祉担当のいずれかの課長**、尾張北部権利擁護支援センターで構成
- 事業内容への助言、受任者調整の機能、苦情処理の機能
- 行政との課題の共有
- **新しい仕組みの提案**
- ２か月に１回（年６回）

運営に行政が積極的に関与し続ける仕組み

権利擁護に関わる市町村の役割と権限

1. 虐待防止
   ① 高齢者虐待防止法等における調査等
   ② 老人福祉法等のやむを得ない場合の措置
2. 成年後見制度
   ① 市町村長申立て制度
   ② 成年後見制度利用促進事業

委託先任せにできない権利擁護のための権限や役割が、市町村にはある。

委託先任せにならないよう、課長が参加する委員会・協議会を仕組みとしていれる。

1　普及啓発・研修（人材育成）

1. 住民のための成年後見セミナー（講演会）
2. 権利擁護支援者養成研修（２日間）
3. 行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会
4. 住民のための成年後見制度研修会
5. 地域連携ネットワーク研修会

広域型としての工夫

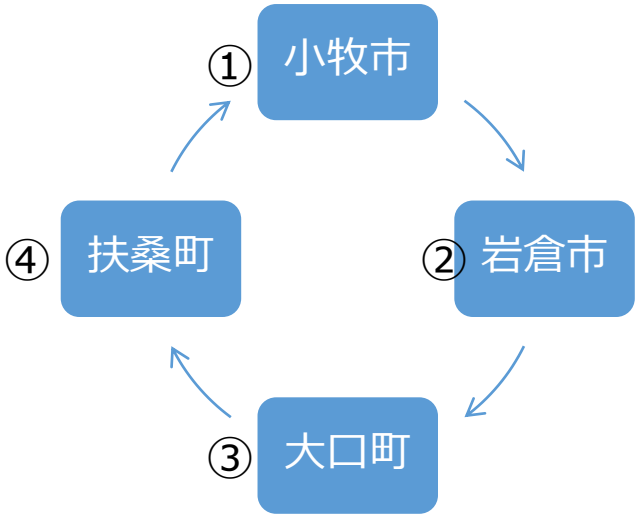

その他随時研修　１時間程度の勉強会の開催
民生委員協議会、老人クラブ、地域協議会、親の会、
地域包括支援センター、障害者相談支援センター
等々要請に応じて開催

研修会の開催が最も有効な周知方法

- 研修会のチラシを配布することで周知
- 研修会を受けていただくことで理解

権利擁護支援者養成研修

受講者（２７名）

- 民生委員、日常生活自立支援事業支援員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、精神障害者家族の会、障害者相談員、障害福祉サービス事業所職員、市町職員、病院職員、司法書士、市民活動をされている方　など

（１日目）１コマ７０分
① 権利擁護の理念（センター職員）
② 日常生活自立支援事業（社協職員）
③ 年金制度の基礎知識（社会保険労務士）
④ 認知症の医学的理解（医師）
⑤ 成年後見制度の基礎知識①（司法書士）
（２日目）
① 精神疾患の理解（精神保健福祉士）
② 成年後見制度の基礎知識②（弁護士）
③ 成年後見制度と市町村の責任（センター職員）
④ 後見制度の実際（社会福祉士）
⑤ グループワーク（社会福祉士）

講師は、医師、社協を除いて適正運営委員会の専門職委員が担当しました。

受講料３，０００円
（テキスト代として）
「権利擁護とソーシャルワーク」
（ミネルヴァ書房）

地域連携ネットワーク研修

地域の専門職が集う場を提供。グループワークも実施。
２か月に１回の開催を目標に実施。
これも、講師は、適正運営委員会の専門職委員に依頼。

第１回
年金制度の基礎知識（社会保険労務士）

第２回
精神疾患のある人との関わり方のヒント（精神保健福祉士）

2　相談業務

（１）電話相談（随時）

平日　午前９時から午後５時まで

（２）巡回相談（定期開催）

- 月１回（小牧市は、第１火曜日・・など固定）、各市町社会福祉協議会の相談室を借りて実施。
- １日３組、予約制（他の市町の会場も利用可）

（３）面談による相談（随時）

①資料を見ながら説明を聞くことができる

②聞き間違いなどによる誤解が少なくなる

③夫婦や親子で同時に話を聞くことができる

広域型でない場合も、相談会を定期開催することで、市町村広報に掲載できるなど、周知の機会が増える。市区域が広い場合なども巡回相談設定が望ましい。

専門相談

相談は、基本的に福祉職で対応。

法律的課題については、顧問弁護士に照会し、おって回答している。（尾張東部権利擁護支援センターでは、協力専門職名簿登録者に、出張相談を依頼できる。１回１５，０００円）

なんでも相談会の活用
また、あいち権利擁護ネットワーク主催の高齢者・障害者なんでも相談会の利用をご案内する。

偶数月の第２日曜日午後１時から３時半まで弁護士・司法書士・社会福祉士・ケアマネ・社会保険労務士等々が、一緒のテーブルについて相談対応。専門職の相談にも応じます。

※原則、愛知県司法書士会館で開催しています。

3　担当者会議・方針決定会議への参加

「どのタイミングで、センターに声を掛けたらいいかわからない」との声がありますが

対象となる方やその御家族が認知症、知的障害、精神障害で、判断能力に心配のある方の場合は、成年後見制度の利用を検討するかどうかから検討する必要があることから、最初から権利擁護支援センターにも声をかけていただく。

話しあうこと

①どこでどのような暮らしをされるのか
②成年後見制度を利用するか
③申立てを誰がするか
④候補者は誰が適当か　　等々

	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
平成27年度	２件	１件	０件	０件	３件
平成28年度	１件	５件	０件	０件	６件
平成29年度	２件	４件	０件	０件	６件
平成30年度	１０件	７件	１件	０件	１８件

※「市町村長申立てマニュアル」は、いくつかの県で作成されているが、新潟県のものが、平成31年3月に改訂されていて最新の情報に更新されている。

市町村長申立の必要な人に、きちんと市町村長申立てができる。

４　申立て支援

申立書類は、専門職でなく市民の方でも十分作成できますが、初めての方がほとんどで、必要な書類や手順などを教えてもらわないと分かりにくいところがあります。

家庭裁判所にいちいち聞くのは敷居が高いので、当センターで申立書類一式を準備、説明、相談対応しています。２～３回来所していただけば、提出までたどりつけます。

市長・町長申立てにあたっても、市担当者、地域包括支援センター職員等とともに、情報収集、助言などお手伝いしています。

１回目

必要書類の集め方、書類の書き方の説明

申立て支援

ご自分で戸籍を取り寄せたり、書類を書いたり・・・。

２回目

書類の確認、不足書類、記載の不備などの助言

申立て支援

必要書類の収集、記載内容の修正等

３回目

最終確認、家庭裁判所への申立手順確認

申立て支援

家庭裁判所への申立て

5　受任候補者調整

老人福祉法　(後見等に係る体制の整備等)
第32条の2　市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その 他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。　（平成２４年４月１日施行）

すくなくとも市長・町長申立てにあたっては、申立て書類の候補者欄に市町の責任で候補者を推薦する必要があると考え、受任者調整をしています。

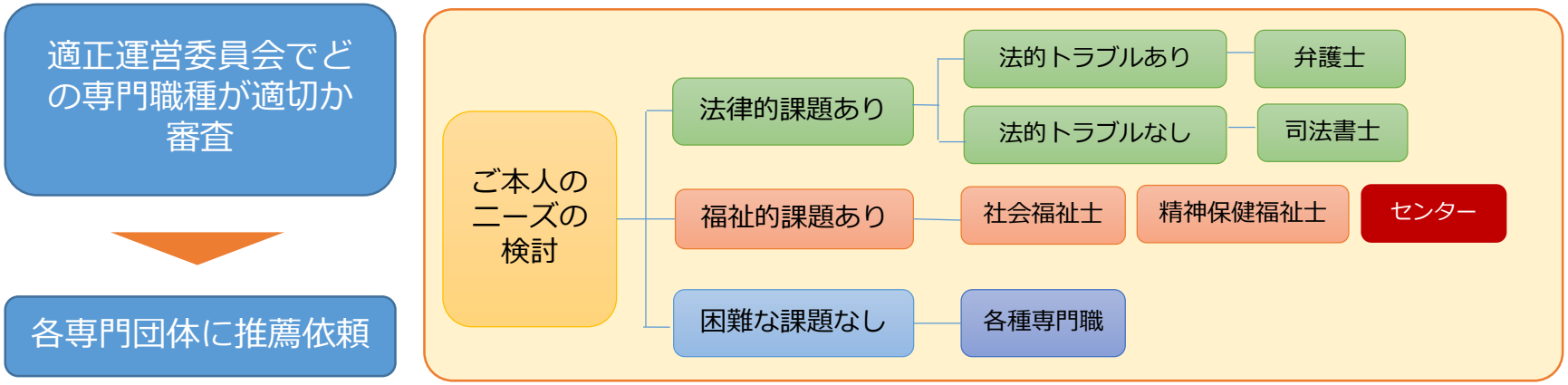

後期高齢者がこれからも増える

図表Ⅱ－３　高齢者人口の推移

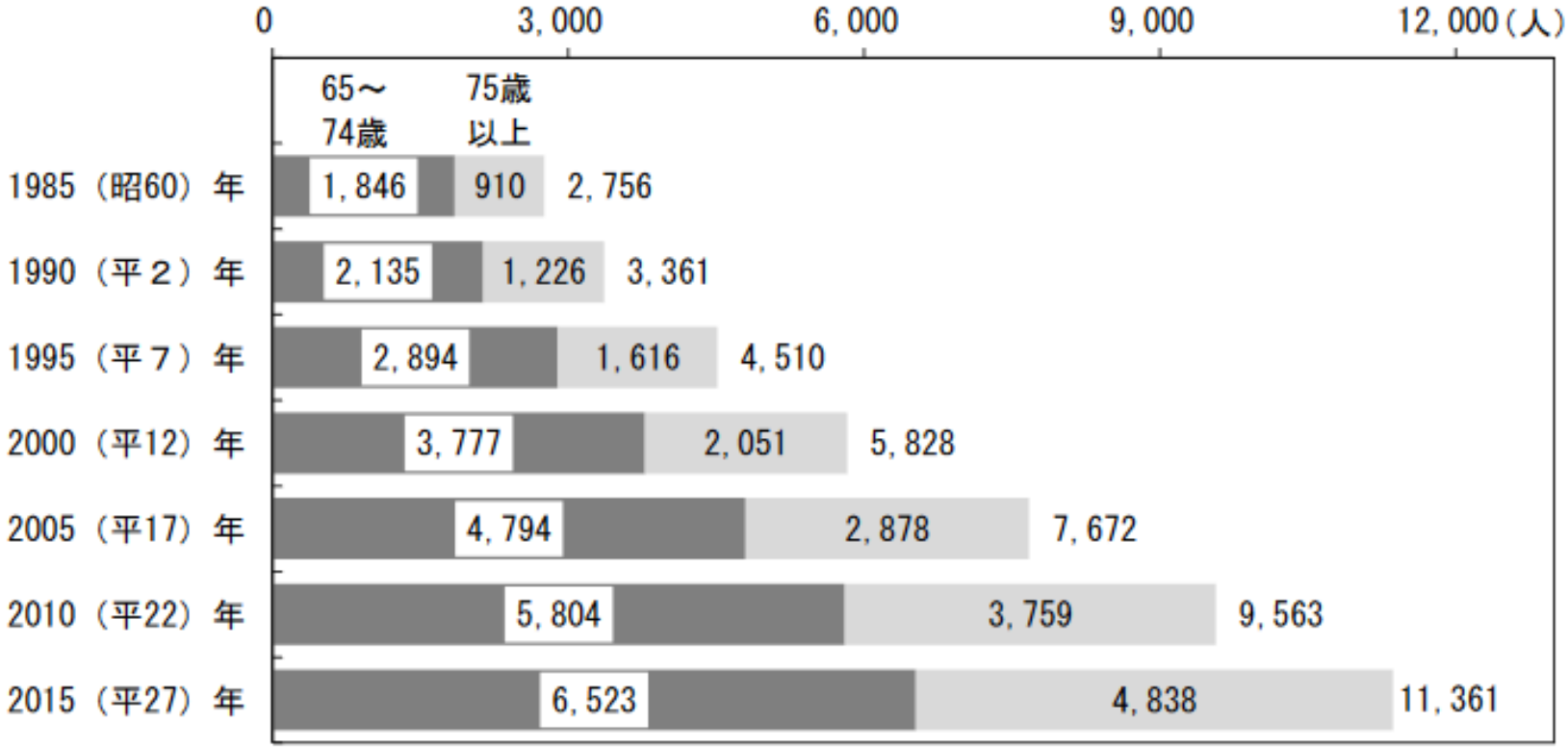

資料：国勢調査

出所：岩倉市第7期介護保険計画

後期高齢者が増えることの意味

年齢層別要介護認定率

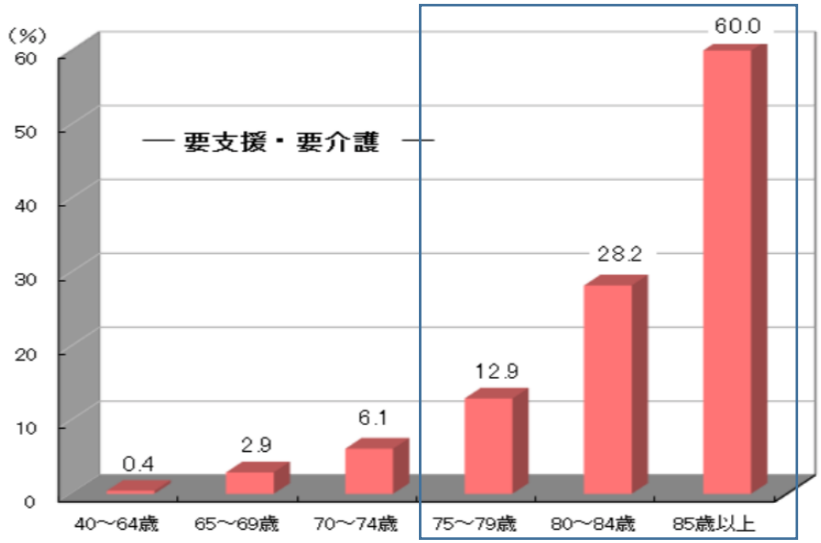

厚生労働省「介護給付費実態調査月報」、総務省「人口推計月報」の各平成29年6月データ

http://www.jili.or.jp/lifeplan/lifesecurity/nursing/2.html

年齢層別認知症にかかっている方の割合

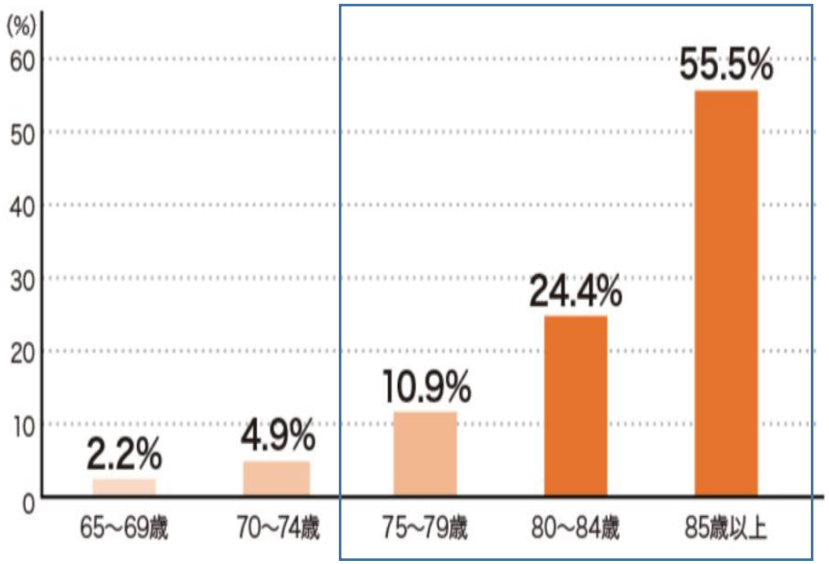

出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）より算出

http://www.tr.mufg.jp/shisan/mamori/dementia/02.html

７５歳以上になると急激に要介護認定率、認知症有症率が上がる

単身、夫婦のみ世帯が増えている

図表Ⅱ－７　高齢者のいる世帯の推移

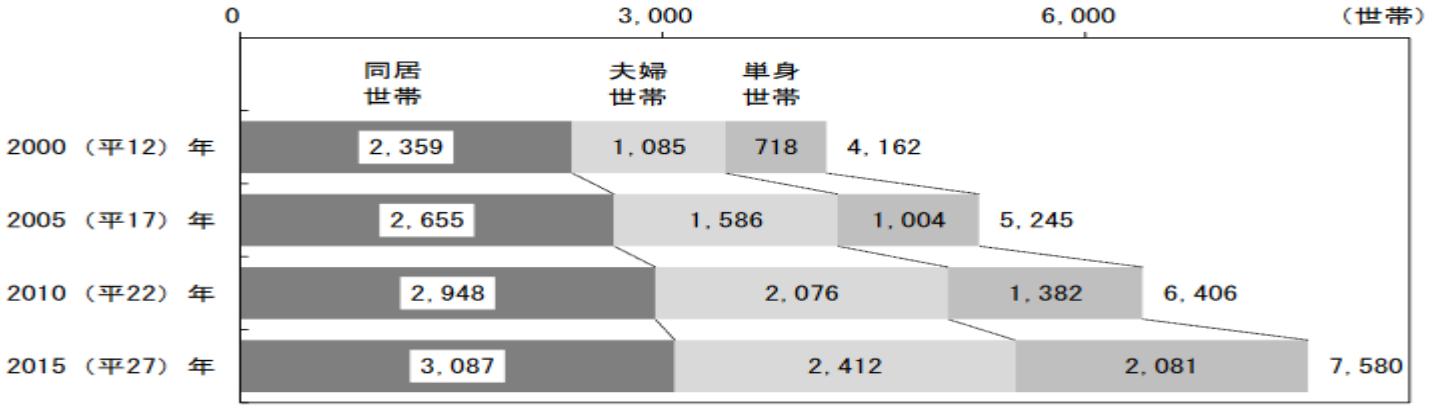

図表Ⅱ－８　高齢者のいる世帯の類型割合の推移

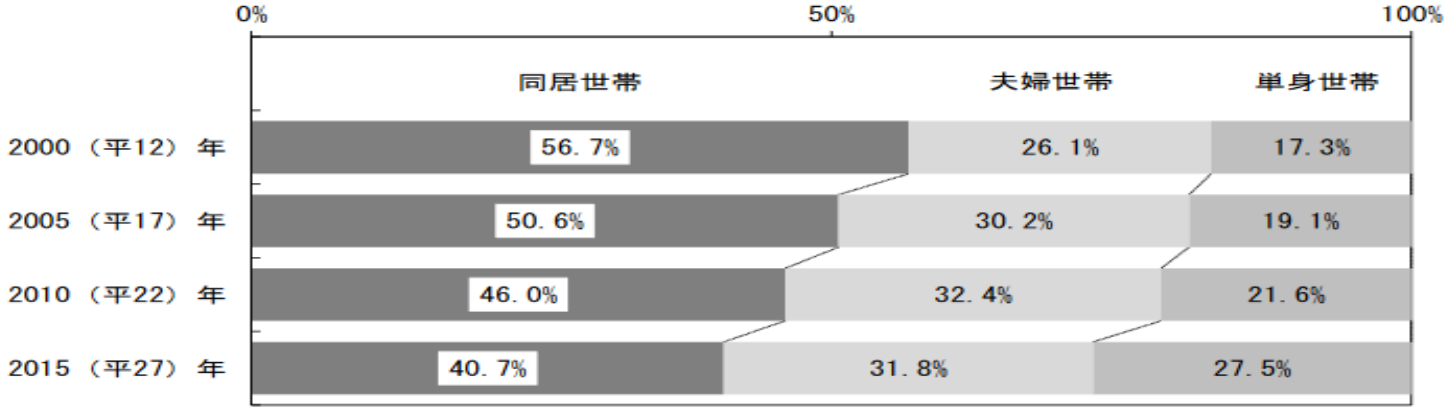

資料：国勢調査

出所：第７期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

家族の介護力の低下

図表Ⅱ－12　高齢者のいる世帯の平均世帯人員の推移

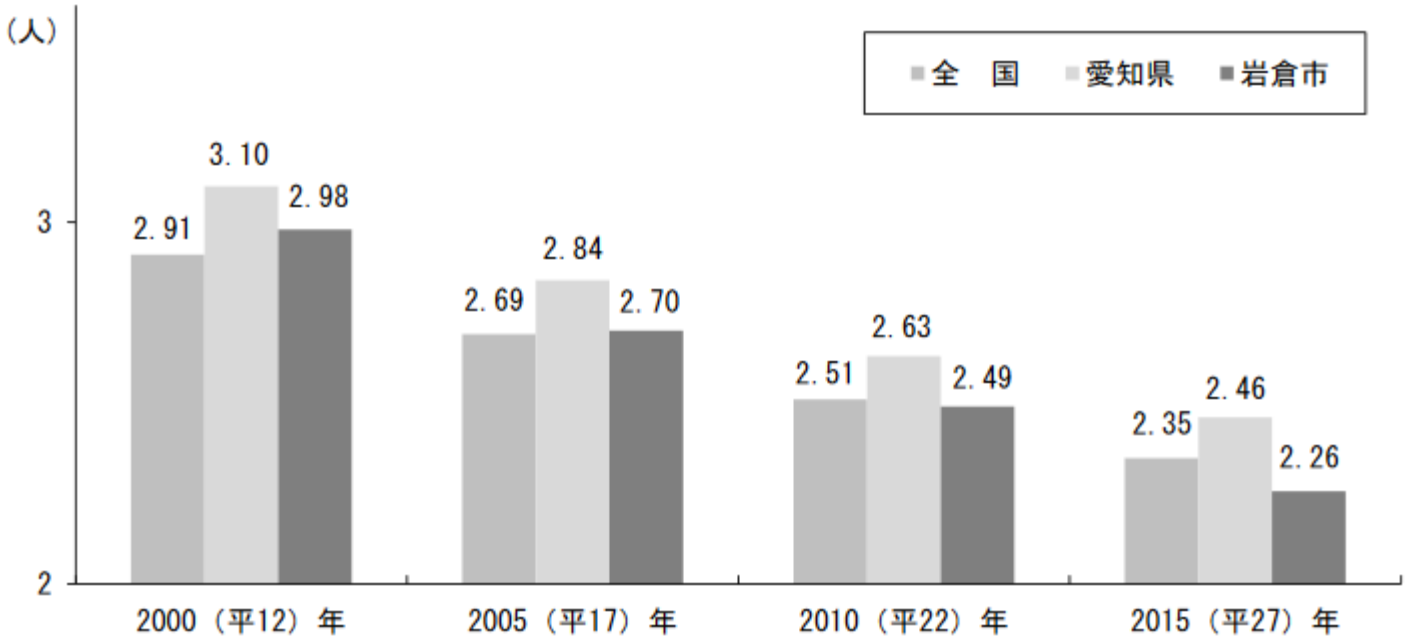

資料：国勢調査

出所：第７期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

中高年のひきこもり６１万人（内閣府）

絵はNHKハートネットＴＶのホームページから
https://www3.nhk.or.jp/news/special/hikikomori/articles/crisis_07.html

○「生活状況に関する調査 （平成30年度）」（内閣府）平成31年3月。
４１歳から６４歳の中高年ひきこもりは、全国に約６１万人と公表。
→　率（人口の0.48%）をかけると、この４市町の地域でも１，２５０人

○就職氷河期の「ロストジェネレーション」（３０歳後半から４０歳後半）
非正規化が進み、無業者が増えている。この世代を７０～８０代の親が支える「８０５０問題」（親が子を支えるのが困難、子が親を支えるのが困難）

障害のある人が地域で暮らすために

以前

親亡き後の課題　施設入所を目指していた

家庭 → 施設・病院

衣食住は、まかなわれる

現在

施設・病院

地域で暮らす
（地域生活移行）

グループホーム・
アパートなど

家庭

自由がある分、意思決定する場面、権利擁護の場面も多くなる。

介護保険と成年後見制度は車の両輪

いずれも、平成１２年（2000年）に導入された制度。車の両輪と言われた。

介護保険制度

福祉サービスを
契約で買う仕組みに変更

（平成17年から障害者福祉サービスも同様に契約制度に変わった）

全国で
約６５０万人
が利用

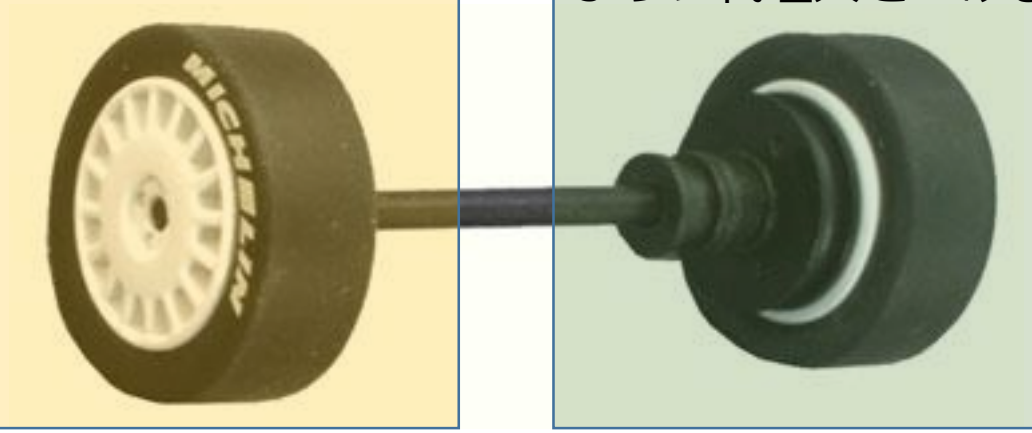

成年後見制度

認知症の人など
判断能力が十分でない人も
契約で福祉サービスが受けられる
ように代理人をつける仕組み

全国で
約２３万人
が利用

成年後見制度は、十分に使われていません。２０２５年には、認知症の方が、５人に１人といわれる状況のなかで、大丈夫でしょうか！？

人口・成年後見制度対象者数

	人口	６５歳以上人口	高齢化率	介護保険認定者数	認知症推定数
小牧市	153,289	36,239	23.6	4,369	5,436
岩倉市	48,068	11,835	24.6	1,710	1,775
大口町	23,886	5,320	22.3	587	798
扶桑町	34,621	9,081	26.2	1,275	1,362
合計	259,864	62,475	24.0	7,941	9,371

	療育手帳	精神保健福祉手帳	推定対象者
小牧市	1,063	1,042	7,541
岩倉市	266	345	2,386
大口町	151	158	1,107
扶桑町	198	243	1,803
合計	1,678	1,788	12,837

いずれも平成29年度

認知症推定数は、65歳以上人口の15%で計算（出所：H28高齢者白書）

推定対象者数＝認知症推定数＋療育手帳＋精神保健福祉手帳

参考：全国H28高齢化率　27.3%（H29高齢者白書）

成年後見制度の利用者数

	推定対象者数(A)［単位：人］	成年後見制度利用者数 (B)　［単位：人］					割合［単位：%］
		後見	保佐	補助	任意後見	合計	(B)÷(A)
小牧市	７，５４１	１１３	１０	2	3	１２８	1.7
岩倉市	２，３８６	３５	4	1	0	４０	1.7
大口町	１，１０７	２０	4	2	0	２６	2.3
扶桑町	１，８０３	２２	7	3	1	３３	1.8
合計	１２，８３７	１９０	２５	8	4	**２２７**	**1.8**

※推定対象者数＝認知症推定数（高齢者数×15%）＋知的障害者（療育手帳）＋精神障害者（精神保健福祉手帳）
※成年後見制度利用者数は、名古屋家庭裁判所資料（平成２９年７月１２日）

成年後見制度の利用は、進んでいない。

前ページの注意書き：第７期小牧市高齢者保健福祉計画(ｐ.15)では、平成29年時点の認知症高齢者数を1,722人、要介護認定者の44%としている。しかし、ここでいう認知症高齢者は、介護認定調査票の日常生活自立度ランク２ 以上の者であることに注意。推計値の約３割となっている。

成年後見制度の利用対象者数「１%説」でみる

	人口	人口の１%	成年後見制度利用者数 (B) ［単位：人］					差引き
			後見	保佐	補助	任意後見	合計	(A)-(B)
小牧市	153,289	1,533	113	10	2	3	128	1,405
岩倉市	48,068	481	35	4	1	0	40	441
大口町	23,886	239	20	4	2	0	26	213
扶桑町	34,621	346	22	7	3	1	33	313
合計	259,864	2,599	190	25	8	4	**227**	**2,372**

※成年後見制度利用者数は、名古屋家庭裁判所資料（平成２９年７月１２日）
※新井誠によれば、「国際的スタンダードでは最少でも総人口の1%が潜在的利用者」である。
　新井誠「成年後見制度利用促進法の施行と成年後見制度の展望」障害法第１号,2017,P52

潜在的利用者を人口の１%として、まだその１割も利用されていない状況である。にもかかわらず、受任候補者の数は厳しい状況にあることから、受任候補者を確保すること（環境整備）が課題となってくる。

受任候補者不足の課題への対応

今後の施策の目標　「全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる」ようにするためには、もし、専門職後見人候補がいないのであれば、市民後見人を養成するなり、法人受任を進めるなり、必要な方策をとらなければならない、と考えています。

1. 親族後見をサポートする
2. 専門職後見人を支援する
3. 法人受任をする法人を増やす
   ①　社協（日常生活自立支援事業との連携）
   ②　家族会など
4. 市民後見人を養成する
   ①　尾張東部では、２期養成３８人バンク名簿登録　１８人受任

➡ いずれもすぐには成果があがらない。方針を明確に。

後見人はだれがなっているのか

親族後見から
第三者後見にシフト

①親族（全体の２３％）
②司法書士、弁護士、社会福祉士など専門職
③法人受任
④市民後見人

①の場合、「親族後見」といいい、②から④をまとめて「第三者後見」といいます。

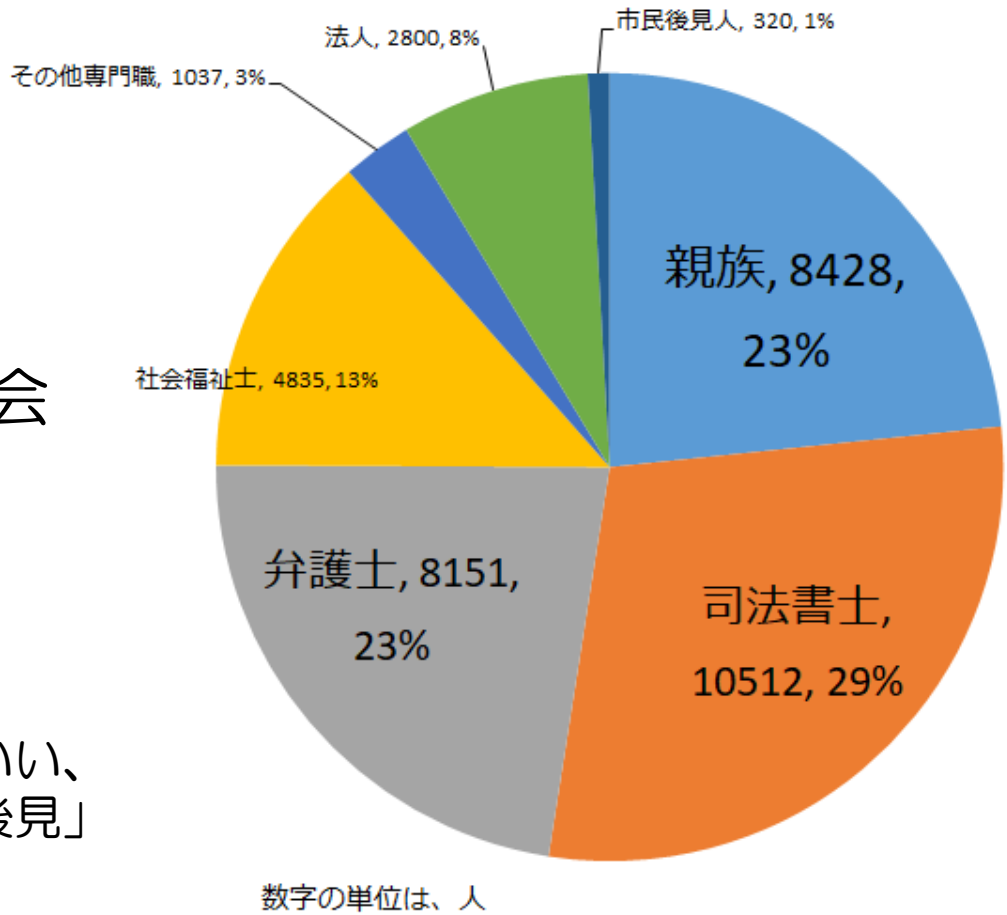

出所：成年後見関係事件の概況（平成３０年）最高裁判所

尾張北部地域の専門職の状況

司法書士　リーガルサポート名簿登録者数（県全体２６９人）

	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
会員数	４人	０人	０人	０人	４人
候補者名簿登載数	２人	０人	０人	０人	２人

※実際には、ホームページでの公開をされていない人がいます。それでも全部で数名という状況です。

社会福祉士　ぱあとなあ名簿登録者数

愛知県全体で、２０２人（うち実働１１０人）

・受任調整会議（毎月あり）で候補者が見つからず持ち越しになることもある。

弁護士　候補者名簿に登録されているのは、愛知県全体で４４０人

成年後見センターの受任件数と職員数（業務のボリューム感）

資料：住田敦子氏（尾張東部成年後見センター）調べ

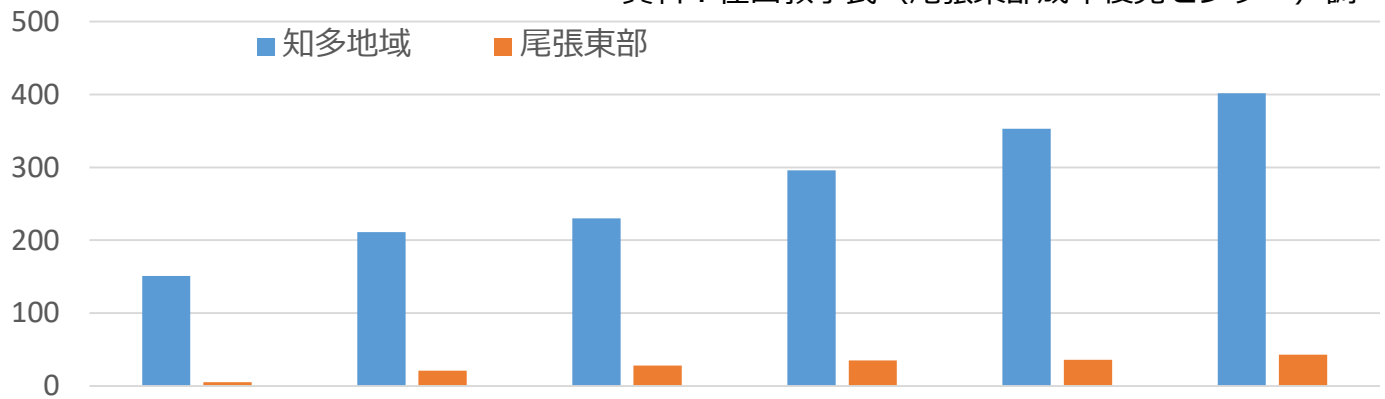

それぞれの圏域の成年後見制度利用者数
名古屋家裁資料28.8

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28圏域内
知多地域	151	211	230	296	353	402	1100
尾張東部	5	21	28	35	36	43	484

平成２８年度職員数

	相談員数	支援員数	事務員	合計
知多地域	９名	１５名	５名	２９名
尾張東部	６名	１．５名	１．５名	９名

積極受任型

コーディネート型
自ら法人受任する場合は適正運営委員会の審査を受ける

（参考）法人受任と法人受任ガイドライン

センター業務の中心は「制度利用が必要な人に確実に適切に制度利用につなげる」（コーディネート重視）こととしており、法人受任は、必要な場合に限定。

法人受任が必要なケースかどうかは、法人受任ガイドラインに沿って適正運営委員会で審査。

適正運営委員会がガイドラインに沿って審査

1. 福祉専門職による後見が必要な場合であること
2. 個人による受任が困難である場合であること
   - ① 頻回な支援が求められる場合
   - ② 支援の枠組みが不十分な場合
   - ③ 個人ではリスクが高い場合
   - ④ 報酬が見込めない場合
   - ⑤ 家族が複合的な問題を抱えている場合
   - ⑥ 緊急性が高い場合
3. 公的な立場であるセンターの受任がふさわしい場合であること

裏返せば、虐待ケースなど必ずこの条件に該当するケースが存在し、法人受任でなくてはならないケースがあるので、法人受任機能は必要である

市民後見事業

尾張東部権利擁護支援センターの実践例

２０１５年度	市民後見人等に関する検討委員会設置【目的、対象者（年齢要件、地理的要件）、支援体制、研修会実施方法、報酬の考え方など協議】（家庭裁判所とも調整） ・大阪市視察
２０１５－１６	第１期市民後見人養成研修（市民後見人バンク登録18人）
２０１７－１８	第２期市民後見人養成研修（市民後見人バンク登録18人）
２０１９－２０	第３期市民後見人養成研修

2019年10月現在の成果
バンク登録者３５名、受任実績１６件（リレー方式６件、新規１０件）
※尾張東部権利擁護支援センターが、後見監督人等に就任している。

尾張東部では、成果があがっているが、これができるだけのセンターの力量が必要であり、ここまでには数年単位のビジョンが必要。

6　後見人支援

親族後見をされている方の中には、家庭裁判所に提出する書類がうまく作れない、それ以前に、金銭管理の事務が苦手という方もあります。また、本人の身上監護のためのお金の使い方について、よくわからないという方もあります。

研修を受けた社会福祉士などの専門職でも、はじめての後見人就任には不安があります。そこで、センターが最初はフォローしますよということで、受任していただけることもあります。また、施設等との話し合いの中で、初任者だというべきこともいえないので、そこに立ち会ったりしています。

法律職の後見人の方は、福祉の制度や社会資源についてよくわからないということでよく相談にこられます。

【チーム支援にむけて】成年後見制度利用前からの支援者とのチーム作りのため、顔合わせ、方針確認の場を設定。その後も、権利擁護支援センターが間に入って、検討会議などを行っている。

どこまでできていますか。

1. 中核機関になりうるセンターの設置はできていますか。
2. 市町村成年後見制度利用促進計画の策定見込み（予算要求）はできていますか。

➡ それぞれの市町村の事業があると思いますので、個別に相談してください。

既存センターを中核機関にしていくために

1. 行政と専門職を交えた運営組織は設置できていますか。
2. 研修計画等センターの事業計画は策定できていますか。
3. 必要な予算は要求できていますか。

いくつかのヒント

1. 専門職を交えた組織を立ち上げる
2. 事業計画を立てる
3. 予算を要求する
4. 連携できるものはないか
5. 先進事例から学ぶ（まねる）
6. 将来的な姿をイメージする
7. ３月までに（自分が担当のときに）どこまでやるのか、やれるのか

専門職を交えた組織を立ち上げる

専門職・行政を含めた運営委員会が必要

（役割）
① センターの活動への助言
② 受任者調整
③ 苦情処理

（構成メンバー）
① 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会（いわゆる三士会は必須）を始めとする専門職団体に依頼する。
② 行政の担当課長

（開催頻度）
２か月に１回以上

話しあう内容

何を話しあったらいいかわからない。

基本は、①活動状況報告（相談件数等）、②法人受任案件報告、③受任者調整、として、次の項目の中でまだ検討ができていないこうもく

（例）
- 市町村利用促進計画
- 受任候補者の状況、調整方法
- 成年後見制度利用支援事業要綱の見直し
- 日常生活自立支援事業との連携
- 年間研修計画・定例相談会の開催
- 法人受任案件の報告と助言
- 困難ケースについての事例相談
- 国、県、他市町村の動向の報告

事業計画を立てる

（１）対象者ごとに研修会・講演会を少なくとも年３回以上行う。
（講師は最初のうちは外注すれば良い）

① 行政・福祉職の初心者向け研修会
② 市民向けの啓発研修会
③ 権利擁護支援者（サポーター）養成研修　など

（２）相談会をセットする（毎月１回程度）

（３）候補者不足への対応方針

必要な予算を要求する

たとえば

研修開催費用
講師謝金、チラシ印刷・送料等 → ６５０千円

適正運営委員会謝金
１０，０００円×５人×６回 → ３００千円

連携できるものはないか

いっしょにセンターを作ることが難しくても、機能・事業ごとに近隣市町と連携できることはないか検討してみましょう。

- 研修会の実施は、近隣市町と合同・持ち回りでできないか。
  - →合同ですれば、予算も分担金で済む
- 市民後見人の養成研修は、合同でやった方が効率的かも。
  - →尾張東部圏域（47万人）で、約３０人の受講生
- 受任者調整会議を合同でできないか。

単独市町村であると定期的に開催するほど案件がないので、専門職に頼みづらく、受任者調整会議自体設定しにくい。

→合同開催をすることで一定数の事案を確保。他市町村の事案を介して学ぶこともできる。

先行事例に学ぶ

- 先行のセンターの委員会を傍聴させてもらう。
- 先行のセンターの開催する研修会等に参加させてもらう

- 国等が発表している報告書等を参考にする。
  - 厚生労働省　成年後見制度利用促進　ホームページ
    「厚生労働省　成年後見制度利用促進」で検索

将来的な姿をイメージする

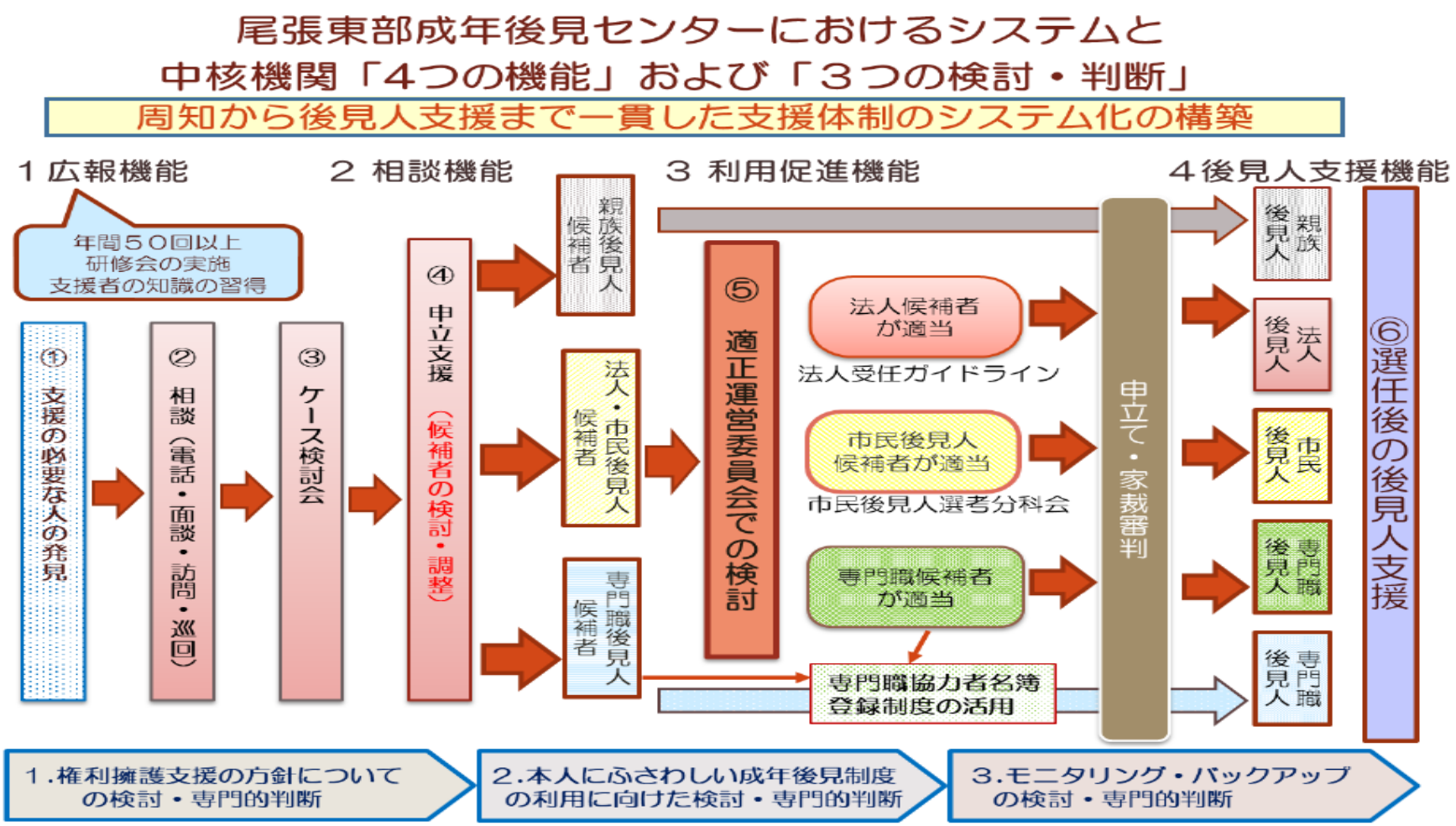

出所：尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画　P.28

尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

３月までにあなたがやること

行政の弱点は、４月になって担当が大幅に異動することです。

担当が代わる前に、一区切りつけて、ここまではできたといえるものを作りましょう。

予算を伴うものは、すぐには実施できません。しかし、予算要求資料、企画書はいまからでも作れます。あなたに代わった職員は、一から改めて学んでいては、間に合いません。

あなたのまちは、何ができて何ができていないのか。できていないのはなぜなのか。１ステップでも進めましょう。

参考資料

- 「成年後見制度市町村長申立てマニュアル」新潟県・新潟県社会福祉協議会（平成31年3月）
- 「成年後見制度利用促進の体制整備を進める９つのポイント！」社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（平成31年3月）
- 「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて～地域での暮らしを支える意思決定支援と権利擁護」社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会（平成31年3月）
- 「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」　（平成31年3月）

連絡先

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

電　　話　０５６８－７４－５８８８
ファックス　０５６８－７４－５８５５
メール　　mail@owarihokubu-kenriyougo.net
ホームページ　https://owarihokubu-kenriyougo.net

４８５－００４１　愛知県小牧市小牧五丁目４０７番地
ふれあいセンター２階